

つくだ整形外科通所リハビリテーション料金表(H30年4月1日現在)

○ 介護予防通所リハビリテーション利用料(サービス提供時間:1時間以上2時間未満)

サービス提供区分	要支援1		要支援2	
	1割負担の方	2割負担の方	1割負担の方	2割負担の方
基本利用料	1,741円/月	3,482円/月	3,676円/月	7,352円/月
リハビリテーションマネジメント加算 ※1	336円/月	672円/月	336円/月	672円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	25円/月	50円/月	49円/月	98円/月
運動器機能向上加算	229円/月	458円/月	229円/月	458円/月
口腔機能向上加算 ※2	153円/月	306円/月	153円/月	306円/月
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) ※3	489円/月	978円/月	489円/月	978円/月
事業所評価加算	122円/月	244円/月	122円/月	244円/月

※1 リハビリテーションマネジメント加算は厚生労働大臣が定める基準に従い算定します。

※2 口腔機能向上加算は、口腔機能が低下している方、又はその恐れのある方に対して改善計画を作成し、計画にそって看護職員等が口腔機能向上を図るサービスを実施した場合に算定します。

※3 選択的サービス複数実施加算は、運動器機能向上加算および口腔機能向上加算を算定している場合に算定します。



○ 通所リハビリテーション利用料(サービス提供時間:1時間以上2時間未満)

[基本利用料]

サービス提供区分	自己負担額	
	1割負担の方	2割負担の方
要介護1	335円	670円
要介護2	365円	730円
要介護3	395円	790円
要介護4	425円	850円
要介護5	456円	912円

[付加サービス利用料(加算)]

サービス種別	自己負担額	
	1割負担の方	2割負担の方
サービス提供体制加算(Ⅱ)	7円/回	14円/回
理学療法士等体制強化加算	31円/回	62円/回
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) ※1	336円/月	672円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)6ヶ月未満 ※1	864円/月	1,728円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)6ヶ月以上 ※1	540円/月	1,080円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)6ヶ月未満 ※1	1140円/月	2,280円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)6ヶ月以上 ※1	814円/月	1,628円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)6ヶ月未満 ※1	1241円/月	2,482円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)6ヶ月以上 ※1	916円/月	1,832円/月
短期集中リハビリテーション実施加算 ※2	112円/日	224円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) ※3	245円/日	490円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) ※4	1,953円/月	3,906円/月
口腔機能向上加算 ※5	153円/回	306円/回
生活行為向上リハビリテーション実施加算(Ⅰ) ※6	2,034円/月	4,068円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(Ⅱ) ※6	1,017円/月	2,034円/月

※1 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)~(Ⅳ)は、厚生労働大臣が定める基準に従い算定します。

ただし、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)~(Ⅳ)については重複しての算定はしません。

※2 利用者の退所(退院)後又は認定日から起算して、3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。

※3 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、厚生労働大臣が定める基準に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、退所(退院)又は通所開始日の属する月から起算して、3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。

ただし、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーションを実施加算(Ⅱ)を算定している場合は算定しません。

※4 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、厚生労働大臣が定める基準に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、退所(退院)又は通所開始日の属する月から起算して、3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。

ただし、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しません。

※5 口腔機能向上加算は、口腔機能が低下している方、又はその恐れのある方に対して改善計画を作成し、計画にそって看護職員等が口腔機能向上を図るサービスを実施した場合、1月に2回を限度として1回につき上記の金額を算定します。

※6 生活行為向上リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、厚生労働大臣が定める基準に従い算定します。

ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算または認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しません。



さあ、ロコモケア
をはじめません



ヘルシーエイジング

健康で生きがいのある老いを目指しませんか！！

Promotion of Good Healthy Aging !!

